# ストックヤード整備計画 【概要版】

~建設発生土の適正処理のためのストックヤード設置・運営の手引き~

# 静岡県 Shizuoka Prefecture

#### 背景

- 建設業における環境負荷低減と循環型社会の構築及び持続可能な社会資本の整備を実現するため、建設発生土の有効利用は喫緊の課題。
- ▶ また、県内の建設発生土の有効利用率は約7割程度(R1-3平均)であり、目標年である令和9年度以降においても、継続して80%を達成するための取組みが必要。
- ▶ 静岡県では、令和5年3月に策定した「建設発生土の処理に関する基本方針」の取組み「利活用促進(土を無駄にしない)」に基づき「ストックヤードの活用」を推進。

#### 【発生抑制(土を出さない)】 建設発生土の発生を抑制する

- 発生抑制工法の採用
- ・現場外への発生を抑制
- ・現場内利用の推進

#### 【利活用促進(土を無駄にしない)】 建設発生土の利用を促進する

- ・指定利用の徹底
- ・他工事間での利用拡大・ストックヤードの活用
- ・建設発生土の品質及び環境安全性確保
- ・土質改良土の利用拡大

#### 【適正処分 (土を不適切にか

(土を不適切に処分しない)] 建設発生土を適正に処分する

- ・建設発生土処理施設情報の公表・民間残土処理施設の整備促進
- ・ICTの活用、DXの推進

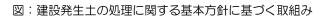




図:建設発生土の有効利用率の推移

## ストックヤード整備計画とは

建設発生土の適正処理のために、<u>利用可能な土砂の処分をさらに低減する</u>必要があり、 土砂を一時的に仮置きし、工事間の利用時期や量・質の調整を行うストックヤードの整備が必要。

建設発生土のストックヤードを整備・運営するにあたり必要となる手順や考え方をまとめた手引書として、令和6年3月に策定。

## 1 建設発生土をめぐる背景

- ✓ 建設発生土の概要、区別
- ✓ 関係法令、県盛土条例の紹介
- ✓ 県内の建設発生土の発生土量、有効利用の状況

# 2 ストックヤードの概要

- ✓ ストックヤードを活用した建設発生土の利活用
- ✓ ストックヤードの役割、種類、機能・設備等
- ✓ 官民連携したストックヤードの運営

# 3 ストックヤード整備(調査・設計・工事)

- ✓ 地域別の発生土量及び必要な面積確保
- ✓ 設置場所決定の考え方、抽出方法、申請手続き
- ✓ 設計、住民説明、施設整備、運営における留意点



# **゙**ポイント 1

#### 地域毎に建設発生土の処理状況の特徴を整理

土木事務所単位で8地域に区分し、令和元年度~令和4年度において、有効利用率80%を達成するために現状に加えて有効利用する土量を算出しました。

ストックヤードを整備するにあたっては、地域ごとの建設発生 土の状況を把握することが重要であり、整備計画では、「地域ご とに取り扱われる土量、種類」や「ストックヤードの整備が効果 的である地域」の把握を行っています。



ポイント 2

#### 適正処理のための関係法令を紹介

ストックヤードの整備・運営においては、各関係法令を遵守 した上で、届出や手続きを行う必要があります。

整備計画では、資源有効利用促進法や県盛土条例など、整備・運営にあたり必要な法令を列挙し、建設発生土の適正な処理を実現するためのツールとしてお使いいただけるよう紹介しています。

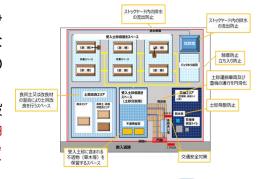
法令等の目的	関連行為	関係法令等
土砂等の堆積や搬 入出行為の適正化	土砂等の搬入・ 堆積	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法(資料2)</u> 静岡県盛土等の規制に関する条例(資料2) 市町が定める盛土等の規制に関する条例
	土砂等の処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 十壌汚染対策法
土地利用事業の適正化	建築物の建築等	建築基準法
	宅地造成	市町による土地利用事業の適正化等の指導要綱 都市計画法
土砂採取等の適正 化	土砂の採取・搬出	鉱業法、採石法 砂利採取法、静岡県土採取等規制条例
		森林法

ポイント 3

### 望ましい機能や設備等の考え方を紹介

ストックヤードを設計するにあたっては、排水、散水、車両洗浄、保安・防犯など必要な設備を検討することが想定され、「どんな施設が必要なのか」や「土質改良を行う施設とするか」など多くの検討事項があります。

整備計画では、設置が望ましい設備等や、上記の地域ごとの建設 発生土の状況とあわせて、ストックヤードの設計に役立つ情報や申 請等の手順、さらには周辺環境との調和を図るための環境対策など をまとめています。



ポイント 4

#### 管理・運営における手順を紹介

ストックヤードの管理や運営にあたっては、建設発生土を単に仮置 きするだけではなく、受入れ後の記録や受領証の発行、土砂を種類ご とに分別、法令に沿って保管などの作業が必要となります。

また、加えて有効利用のため搬出先の品質基準を考慮して土質改良を行うなどの作業も想定されます。

整備計画では、建設発生土の受入れから搬出までに必要となる作業のポイントを整理し、官民連携したストックヤードの管理・運営手順をまとめています。



ストックヤード整備計画は、静岡県HPで御確認いただけます https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/1040865/1063187.html

## 【問い合わせ先】

静岡県 交通基盤部 建設経済局 技術調査課 054-221-2131

